

業務指示書

エジプト国エジプト日本学校（EJS）普及に向けた情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年2月1日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano. Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年2月6日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(O) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(O) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：基礎教育分野に係る各種調査

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

（2）評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／基礎教育セクター政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：基礎教育に係る各種業務（政策調査・提言等）
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 EJS導入・普及政策・計画】

- 1) 類似業務の経験：基礎教育に係る各種業務（制度改善・運営管理等）
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 EJS施設・資機材】

- 1) 類似業務の経験：基礎教育に係る各種業務（施設・資機材調達）
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年2月10日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(EGP1 = 6.21394 円 , US\$1 = 117.382 円 , EUR1 = 122.707 円)

第8 プrezentation

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／基礎教育セクター政策
EJS導入・普及政策・計画
EJS施設・資機材

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.10 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年2月24日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
エジプト国エジプト日本学校（EJS）普及に向けた情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／基礎教育セクター政策	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： EJS導入・普及政策・計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： EJS施設・資機材	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

エジプトでは、初等教育純就学率が 97.1%（2012 年、大学前教育戦略 2014-2030）と高いものの、学校では、年率 1.5% を超える急激な人口増加に伴う生徒数の増加により、初等教育における 1 学級あたりの生徒数は過剰（OECD 平均 21.6 人の約 2 倍である 44 人）である。教育全般で、厳格な進級・卒業試験が実施され、高い失業率（少ない雇用数）と相まって試験熱が加速されるなど学力偏重である。社会性、協調性、及び規律等の社会的能力を醸成する教育が欠如しており、児童の社会的能力の開発が進んでいない。同課題を解決する為、エジプト政府は学ぶ意欲や社会性の醸成に資する教育の導入を日本の事例を参考に進めようとしており、2018 年 9 月¹までに 212 校²の日本式教育を導入したエジプト日本学校（Egypt-Japan School。以下「EJS」という。）を開校すべく、施設整備や教員の人材育成を急ピッチで進めている。

2014 年 1 月に改正されたエジプトの新憲法では、教育が全ての国民の権利であること、国際基準に合致した教育を提供することが規定されており、少なくとも国民総生産の 6%³を教育関連予算に充てる事としている。また、教育セクター戦略でも、「大学前教育戦略 2014-2030」において、「若者が義務と権利を理解し、自由・公平性や非暴力（忍耐）の価値観を体得すること」を目指している

かかる背景を受け、2016 年 2 月の日・エジプト首脳会談後の日・エジプト共同声明において、エジプトの若者の能力を強化し、同国の平和・安定・発展及び繁栄の促進に資することを目的とした「エジプト・日本教育パートナーシップ」（以下「EJEP」という。）が発表され、その中で、道徳心や規律、協調性の醸成に資する日本式教育のエジプトでの導入に関する日本政府の支援が表明された。

本調査では、2015 年 8 月から 2016 年 7 月にかけて実施された調査「エジプト国基礎教育分野に係る情報収集・確認調査」（以下「基礎調査」という。）の内容や現在実施中の関連調査の進捗を踏まえ、EJEP の下で準備中の、EJS の開校を中心とする基礎教育分野における取組の進捗・準備状況、これら取り組みの推進に必要な財源及び政府の基礎教育分野における財務状況等に係る情報を収集・分析し、課題を明確化した上で機構によるより包括的な支援策（案）を検討する事を目的として実施するものである。

2. 調査の概要

調査の概要は以下の通り。

（1）調査名

¹ 2016 年 12 月：エジプト教育省の発表に基づく（プレス向けの記者会見を開催）

² 内訳：12 校のパイロットスクール、200 校のモデルスクール（既存 100 校 + 新規 100 校）

³ 大学前教育に 4%、大学教育に 2% を充てるとしている

「エジプト日本学校（EJS）普及に向けた情報収集・確認調査」

（2）調査の目的

エジプト政府の基礎教育政策、EJS の開校を中心とする基礎教育分野における取組の進捗・準備状況、同取組の推進に必要な財源及び政府の基礎教育分野における財務状況に係る情報等を収集・分析し、課題解決のための支援策（案）を提案する。

（3）対象地域

エジプト（主な調査活動地域はカイロ市）、日本

（4）関係官庁・機関

教育・技術教育省（Ministry of Education and Technical Education）（以下「教育省」という。）、財務省（Ministry of Finance）、国際協力省（Ministry of International Cooperation）等

3. 業務の範囲

本業務はエジプトの基礎教育セクターについて、「2.（2）調査の目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成し、JICA 及び先方機関等に説明の上、提出する。

4. 実施方針及び留意事項

（1）実施方針及び工程

本調査は、EJS の情報収集にとどまらず、調査後の円滑かつ迅速な案件形成に資するため、エジプトの教育政策に係る情報収集、課題分析、支援策（案）の提案を行う事を想定している。現地調査の工程作成にあたっては、エジプトの祝祭日を考慮しつつ、効率的な調査工程をプロポーザルの中で提案すること。

（2）支援策（案）

現在、JICA とエジプト側実施機関の間で支援策（案）の方針について協議中（開発政策借款等のプログラム型を想定中だがプロジェクト型となる可能性もあり）だが、本調査開始までには同方針を決定予定の為、調査は同方針を踏まえて実施すること。

（3）他の JICA による教育セクター支援案件との連携

JICA では、教育セクターに関する下記の協力及び調査（全てエジプト側関係省庁は教育省）を実施/今後実施予定であるため、本調査においては、その実施状況や調査結果を踏まえて、効果的な連携可能性を検討し、関係者との調整を図る。また本調査実施にあたっては、本調査開始前に完了する 2 つの情報収集・確認調査の内容を良く踏まえ、EJS 開校・普及に必要な追加情報の収集・分析、課題解決のための支援策（案）提言を行う。

- ・ 「エジプト国基礎教育分野に係る情報収集・確認調査」を2015年8月から2016年7月に実施済み。
- ・ 「エジプト国基礎教育分野に係る情報収集・確認調査（その2）」を2016年11月から2017年2月にかけて実施中。
- ・ 「学びの質向上のための環境整備プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を2017年2月から2021年2月にかけて実施予定。

（4）相手国関係機関との調整

本調査はJICAの支援方針を検討するための情報収集を行うものであり、先方政府からの正式要請に基づく調査ではない。先方関係機関との初回の会合についてはJICAエジプト事務所がアレンジし、同行する予定であるが、その後は、JICA本部及びJICAエジプト事務所と適宜相談のうえ、コンサルタントが各種調整を行う。

なお、エジプト側からの情報入手や質問票に対する回答入手には相当（場合によっては1ヶ月前後）の時間を要することから、その点に留意し、既存資料を十分精査の上、現地調査開始前に必要な情報や質問をエジプト側に送付するとともに、明確な回答期限を設定することが望ましい。

（5）二国間で設置される委員会を活用した関係者との調整

2016年2月の首脳会談の結果、EJEPに関する二国間協力を円滑に実施するためのメカニズムとして、両国政府の高級実務者から構成される運営委員会（Steering Committee）や、その下で基礎教育及び技術教育の支援方針や内容についてモニタリングを行う執行委員会（Executive Committee）が設置されている。本調査においては、関係者に対する方針説明や各種情報提供依頼、進捗及び結果の報告を行う際に、JICAと相談の上、これら委員会を適宜活用すること。

（6）他ドナーとの調整

エジプトの基礎教育分野では、世界銀行や欧米諸国など複数のドナーが協力を実施中、もしくは予定しているため、関係者と情報交換を行い、他ドナーの支援との重複を避けると共に、効果的かつ効率的な連携可能性を検討すること。

（7）調査のための情報

今後、エジプト政府より、JICAから既に送付済の基礎教育セクターに関する質問状（EJSのコンセプト、活動、施設整備及び人材育成計画、開校スケジュール、JICAに期待する支援等）に対する回答がなされる予定であり、同回答は入手次第共有する予定であることから、本調査において参考にすること。また本調査開始までには「エジプト国基礎教育分野に係る情報収集・確認調査（その2）」が完了予定であり、同調査の結果を参考にすること。

（8）JICAミッションへの支援

本調査実施中に円借款案件の形成を目的としてJICAミッションが派遣される

場合、同ミッションに対し、適宜情報提供や、必要な資料の作成・提出を行うこと。

5. 業務の内容

調査の内容は以下のとおりである。ただし、以下に示した内容以外に効果的・効率的な調査方法や調査項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

a. 調査の内容

- (1) 既存のエジプト基礎教育セクター調査を踏まえた、現在の教育政策・施策、EJS 開校における行政（中央及び地方）の役割分担及び基礎教育セクターの財政状況（要求予算達成、予算使用状況含む）に関する情報収集及び達成状況、課題・需給ギャップ分析
- (2) 主要ドナーのエジプト基礎教育セクターにおける支援（特にマスタープラン作成、一般/セクター財政支援、開発政策借款（DPL、P for R 等））及び将来的な支援戦略・方針に関する情報収集及び達成状況・課題分析
- (3) 既存の調査内容を踏まえた EJS 開校を中心とする基礎教育分野における取組の進捗・状況確認（政策・法令・規則等整備、人材確保及び育成、生徒募集、施設・資機材整備、財源確保含む）及び課題分析
- (4) 上記調査・分析を踏まえた支援策（案）の提案、積算及び運用効果指標策定の基礎データ収集
- (5) 他国での類似事例や取り組み例に関する情報収集及び分析

b. 調査の工程

(1) 第一次国内作業

JICA から既に送付済の基礎教育セクターに関する質問状へのエジプト側からの回答、各種報告書、関係者からの聞き取り調査、その他公開されている情報を収集し、下記の調査項目を取りまとめ、業務計画書を作成する。なお、下記の調査項目の内、4. 実施方針及び上記質問状に対する回答に含まれておらず、国内での情報収集が困難な項目は、現地調査のための質問状にまとめ、第一次現地調査前にエジプト側に送付する。

- 1) エジプト基礎教育セクターの行政（中央及び地方）、財政/財務状況及び政策・施策の達成状況、課題分析
- 2) EJS 現状・課題
 - ① 背景・経緯
 - ② コンセプト（他の教育機関との相違点含む）
 - ③ 活動
 - ④ 運営方針・実施体制
 - ⑤ 施設・資機材
 - ⑥ 人材・教員確保及び養成
 - ⑦ 費用・予算手当
 - ⑧ 予算管理（資金フローや執行管理等を含む）
- 3) エジプト政府の EJS 準備状況（モデル校開校及び将来的な普及計画、現状

課題分析含む)

4) 期待される JICA による支援策（案）

5) 業務計画書の作成

上記の結果をとりまとめ、業務計画書と、エジプト政府機関および他援助機関等に対する調査のための質問票を必要に応じて作成し、JICA のコメントを得た上で最終化する。

（2）第一次現地調査

1) JICA エジプト事務所との打合せを行う。

2) エジプト側関係省庁（教育省、財務省に加え、資金協力の窓口である国際協力省。場合によっては EJEP 関連委員会を活用。）に、業務計画書の概要をまとめたパワーポイント（英文）を説明し、調査の協力を依頼する。

3) 5.b. (1) でまとめた情報の確認を行うとともに、より詳細な情報収集及び分析を行う。

（3）第二次国内作業

1) 現地調査帰国報告会資料を作成し、帰国報告会にて結果を報告する。

2) 第一次現地調査で収集した情報を整理・分析した結果を取りまとめ、有償資金協力を中心に支援策（案）を作成する。

① 支援の目的、想定される成果及び内容

② 実施体制（エジプト側実施機関、技術協力との連携・デマケを含む。）

③ 支援対象（学校数や場所等を含む）

④ 協力形態（有償資金協力（開発政策借款等のプログラム型を想定中だがプロジェクト型となる可能性もあり）、必要に応じて技術協力等）

⑤ コンポーネント（施設・資機材については、単価や数量についても、可能な限り具体化すること（なお、EJS の校舎建設・リハビリ等はエジプト政府が自己資金で行う予定であるが、調査の中で詳細情報を収集する事）。また、教員養成についても、対象人数や実施方法等について可能な限り具体化すること。）

⑥ 事業費積算のための情報

⑦ （プログラム型の場合）予算管理体制のための情報

⑧ 資金監理方法（ディスバース及び監査）のための情報

⑨ 運用・効果指標、経済財務分析のための情報

⑩ 既存の JICA 協力との連携策

3) ドラフトファイナルレポートを作成し、JICA のコメントを得た上で最終化する。

（4）第二次現地調査

1) JICA エジプト事務所及び在エジプト日本大使館との打合せを行う。

2) 支援策（案）を中心としたドラフトファイナルレポートの内容をエジプト関係機関に説明し、コメントを得る。

3) JICA とエジプト側関係機関との日本による支援策（案）の大枠に関する合

意形成を支援する。

(5) 第三次国内作業

- 1) 現地調査帰国報告会資料を作成し、帰国報告会にて結果を報告する。
- 2) 第二次現地調査で収集した情報を整理・分析した結果を取りまとめ、ファイナルレポート（案）を作成し、JICAのコメントを得た上で最終化する。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、2)を成果品とする。成果品の提出期限は、2017年6月下旬とする。

- 1) 業務計画書の概要をまとめたパワーポイント（英文）

記載事項： 業務計画書の概要

提出時期： 契約開始後 2 週間以内を目途

提出部数： 電子データ

- 2) ドラフトファイナルレポート

記載事項： 全調査結果

提出時期： 2017年5月中旬

提出部数： 和文3部、電子データ

- 3) ファイナルレポート（製本）

記載事項： 全調査結果

提出時期： 2017年6月下旬

提出部数： 和文3部、英文3部、CD-R 2部

(2) 主要な調査報告書以外の提出物

1) 議事録等

関係機関との主要な会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、合意事項と合わせて JICA に速やかに提出する。

2) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文3部

3) コンサルタント業務従事月報

業務従事月報を翌月 15 日までに監督職員に提出する。

(3) 収集資料

収集した資料、データ及びそのリストは、レポートの中に含めるか、含められないものについては別途資料集という形で提出する。

(4) 報告書の印刷仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本（ホッチキス止め可）により作

成することとし、簡易製本の様式および紙質等の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」に準拠すること。

（5）その他、資料作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないよう、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 3) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用するレベルにより作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 4) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2017年3月中旬に開始し、第一次現地調査及び第二次現地調査を経て2017年6月下旬にファイナルレポートを提出する。なお、具体的な調査行程はプロポーザルで提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約13.25M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、記載の格付は目安であり、以下の格付けを超えた格付の提案も認める。但し、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/基礎教育セクター政策（2号）
- 2) EJS導入・普及政策・計画（3号）
- 3) EJS施設・資機材（3号）
- 4) EJS教員養成・人材育成
- 5) 運用効果分析

(3) 通訳

本調査には現地傭人による通訳（日本語／英語－アラビア語）を配置することも可とする。雇上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

3. 現地再委託

現地での調査・分析の為、必要に応じて現地再委託を認める。その場合、プロポーザルにその理由を付して提案すること。なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、現地再委託については、本見積もりに含めること。

4. 便宜供与等

現地調査に係る車両手配、宿泊手配、通訳手配等は原則コンサルタントが行い、その経費については見積額に含めること。

5. 公開資料

「エジプト国基礎教育分野にかかる情報収集・確認調査」報告書 2016年7月
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12262440.pdf>)

「世界銀行(DPL型の借款の例) : Second Fiscal Consolidation, Sustainable Energy, and Competitiveness Programmatic Development Policy Financing」2016年11月
(<http://documents.worldbank.org/curated/en/311431482462242135/pdf/1482462241077-00A10458-P161228-Egypt-DPF2-PD-Post-Negotiations-29-Nov-12022016.pdf>)

「世界銀行(P for R型の借款の例) : Sustainable Rural Sanitation Services Program for Results」2015年7月
(<http://documents.worldbank.org/curated/en/529581467998234636/pdf/97886-PAD-P154112-R2015-0147-1-Box391499B-0U0-9.pdf>)

6. 配布資料

「エジプト国基礎教育分野に係る情報収集・確認調査(その2)」関連資料

配布担当 : JICA 中東・欧州部 中東第一課 森 義徳

メールアドレス : Mori.Yoshinori@jica.go.jp

電話番号 : 03-5226-6867

7. 機材の調達

機材の調達は想定していない。

8. 安全管理

現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、日本大使館及びJICAエジプト事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また、JICA安全対策措置に基づき、北シナイ県、南シナイ県（アカバ湾に面したダハブからシャルム・エル・シェイクまでの沿岸地域を除く）、リビア国境地帯への渡航は禁止する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

9. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

